

事件名：不正競争行為差止等請求事件	法分野：不正競争防止法
大阪地方裁判所平成19年2月15日判決	(http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070221091012.pdf)
<p>【事案の概要】</p> <p>X が、X の販売する特殊皮革素材の婦人用高級ハンドバック又は X の営業を表示するものとして周知性を獲得している「EAGLE」及び「イーグル」との表示（本件表示）を使用している Y の行為が不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に当たると主張して、Y に対し、その商号の抹消登記手続、営業表示物件から「株式会社イーグル・イチハラ」との表示の抹消及び本件表示の使用の差止めを求めた事案。</p> <p>（前提事実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ X 及び Y は、いずれもメーカー A が製造する特殊皮革素材の婦人用高級ハンドバックを A から仕入れて販売している。 ・ X は、昭和 58 年 6 月 1 日に設立された会社で、X の商品の販売等の営業活動に際し、「株式会社イーグル・イトガ」なる商号、「株式会社イーグル・イトガ」なる表示、「E」の装飾文字を丸で囲んだロゴマークを付した表示（E マーク付き X 表示）を使用している。 ・ Y は、平成 17 年 6 月 7 日に設立された会社で、Y の商品の販売等の営業活動に際し、「株式会社イーグル・イチハラ」なる商号、「株式会社イーグル・イチハラ」なる表示（Y 文字表示）「EAGLE」と「ICHIHARA」の二段書きの文字に「IE」の文字を模したロゴマークを付した表示（IE マーク付き Y 表示）又は「EI」の文字を模したロゴマークを付した表示（EI マーク付き Y 表示）を使用している。 	
<p>【争点】</p> <p>(1) 本件表示は、X の商品又は X の営業を表示する「商品等表示」といえるか。 ア 本件表示は、「商品等表示」に該当するか。 イ 本件表示は、X に帰属するものか。</p> <p>(2) 本件表示は、X の商品等表示として周知性を有しているか。</p> <p>(3) Y の表示は、本件表示と類似するか。</p> <p>(4) Y の商品又は Y の営業を X の商品又は X の営業と誤認混同するおそれがあるか。</p>	
<p>【争点に対する判断】（結論：X の主張をほぼ全面的に認容）</p> <p>(1) ア 本件表示は、いずれも不正競争防止法2条1項1号所定の「商品等表示」に該当する。 イ 本件表示は、A と X の共同の商品表示として使用されていたものである（営業表示としての本件表示は、周知性が認められないから、その帰属主体を判断しない。）</p> <p>〔理由の要点〕</p> <p>X のパンフレット等に記載されている本件表示には、メーカー又は販売者を指すもの、メーカーを指すものがあると解されるが、それ以外は、「イーグル」ブランドの商品表示と理解する方が自然である（上記メーカーは、A を指す可能性がある。）</p> <p>他方、「イーグル」ブランドは、少なくとも平成4年以降 Y が設立されるまでの間、A が製造し、X が販売しているもののみであった。そして、本件表示が記載された X のパンフレット等において、A の社名は全く表示されておらず、A は、自ら「イーグル」の営業表示を用いたこともなく、X が「イーグル」の称呼を生じる「EO マーク」（「E」と「O」を模したロゴマークの下に「EAGLE」の記載があるもの）と「EAGLE」、又は E マーク付きの X 表示を使用することを認容していた。</p> <p>仮に X のパンフレット等に記載されている「イーグル」の一部がメーカー A を指すものと解したとしても、本件表示は、メーカー A と販売者 X の共同の商品表示として使用されていたものというべきである。</p> <p>(2) 本件表示は、X と A の商品表示として需要者において広く認識されている（もっとも、本件表示は、X の営業表示としては未だ周知性を獲得していない。）</p> <p>(3) 本件表示と、Y の商号、Y 文字表示、IE マーク付き表示及び EI マーク付き表示はいずれも類似する。</p> <p>(4) Y が、本件市場において、本件表示と類似する Y 表示を使用した場合、本件表示の主体の 1 人である原告の営業と被告の営業との間に何らかの関係があるとの誤認混同が生じるおそれがある。</p>	
<p>【コメント】</p> <p>・ 本件は商品等表示の帰属主体が争われた一事例である。本判決は、販売者 X がパンフレット等に使用していた表示について、メーカー A と販売者 X の共同の商品表示であるとした。</p>	

【参考文献】